さらに、労働行政担当職員研修（労働大学校）を国に移管することとし、移管後においても、機構が実施する労働政策に関する調査研究と労働大学校で実施する研修との相乗効果を維持するための取組を推進すること。

特に次の具体的な目標の達成を図ること。

イ　研修生に対するアンケート調査により、毎年度平均で85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。

ロ　当該研修生の上司に対する事後調査により、毎年度平均で85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。

第４　財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第２項第４号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

・　「第２　業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

・　毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、一層厳格に行うこと。

・　中期目標期間中の自己収入の拡大に係る目標を設定し、出版物等の成果物の販売促進等により自己収入の拡大を図ること。

（別紙）

【プロジェクト研究テーマ】

①　非正規労働者施策等戦略的労働・雇用政策のあり方に関する調査研究

②　我が国を取り巻く経済・社会環境の変化に応じた雇用・労働のあり方についての調査研究

③　経済・社会の変化に応じた職業能力開発システムのあり方についての調査研究

④　生涯にわたるキャリア形成支援と就職促進に関する調査研究

⑤　企業の雇用システム・人事戦略と雇用ルールの整備等を通じた雇用の質の向上、ディーセント・ワークの実現についての調査研究

⑥　労使関係を中心とした労働条件決定システムに関する調査研究

**九州地方整備局公示**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年４月26日

九州地方整備局長　吉崎　　収

１　河川の名称　大野川水系乙津川

２　河川管理施設の名称又は種類　乙津第一樋管及び乙津第二樋管

３　河川管理施設の位置　大分県大分市大字乙津字辻61番１地先及び大分県大分市大字乙津字板屋１番１地先

４　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　皆春雨水排水ポンプ場管理者　大分市長　釘宮　　磐

住所　大分県大分市荷揚町２番31号

５　管理の内容　兼用工作物の出水期間等（４月～11月）における操作、点検及び整備

６　管理の期間　平成24年４月12日から乙津第一樋管及び乙津第二樋管の存続する日まで

## 国家試験

**平成24年度弁理士試験に係る委員等**

平成24年度弁理士試験に係る委員等（平成24年３月21日官報号外第62号）の一部を次のように変更する。

平成24年４月26日

工業所有権審議会会長　野間口　有

２　論文式筆記試験及び３　口述試験の左欄中「内田　和男」を「半田　昌男」に変更する。

## 資　　料

**―閣議決定等事項―**

（内閣官房）

四月二十四日（火）

○一般案件（抜粋）

一　消費税の円滑かつ適正な転嫁等のための検討本部の設置について（決定）（内閣官房）

一　ペルー共和国大統領オリャンタ・ウマラ・タッソ閣下及び同令夫人の公式実務訪問賓客待遇について（了解）（外務省）

○国会提出案件（抜粋）

一　「平成二十三年度食料・農業・農村の動向」及び「平成二十四年度食料・農業・農村の動向に関する施策」について（決定）（農林水産省）

## 公　　告

**諸　事　項**

### 工場財団

東京都千代田区丸の内一丁目７番12号**株式会社新来島どっく**の工場財団に、愛媛県今治市大西町新町甲945番地株式会社新来島どっく大西工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年４月26日

松山地方法務局今治支局

東京都千代田区丸の内一丁目７番12号**株式会社新来島どっく**の工場財団に、愛媛県今治市波止浜四丁目736番地株式会社新来島どっく波止浜工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年４月26日

松山地方法務局今治支局

### 土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成24年４月17日から１年間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成24年４月26日

宇都宮地方法務局長　今井　弘幸

記

氏名　鈴木　　毅

所属する土地家屋調査士会　栃木県土地家屋調査士会

登録番号　栃木第869号

事務所の所在地　栃木県鹿沼市茂呂1170番地６

違反行違　業務外行為

### 解散命令公告

下記に掲げる法人は、正当な理由がないのに引き続き３年以上その事業を休止したので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第96条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成24年４月26日　法務大臣　小川　敏夫

記

命令の要旨

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第96条第２項後段の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

財団法人松戸有隣學園

千葉県松戸市小山389番地

［教示］

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して異議申立てをすることができる。

### 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成24年４月26日　神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成24年第２号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成24年４月26日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成17年４月頃から同23年３月10日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

田中精城が、兵庫県知事の登録を受けないで貸金業を営み、かつ業として多数人に金銭の貸し付けを行い、その貸し付けに当たり、法定の利率（１日当たり0.08パーセント（利息受領日が平成19年１月20日以降については１日当たり0.3パーセント））を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、４の⑵を参照のこと）